

富山県済生会富山病院 滅菌消毒業務委託仕様書

1. 件名 滅菌消毒業務委託について
2. 履行場所
富山県富山市楠木 33 番地 1
富山県済生会富山病院 滅菌室及び手術室
3. 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする
4. 業務日及び業務時間
 - (1) 滅菌室
平日 7 時 30 分から 16 時 30 分までとする (3 名)

土曜日 8 時 30 分から 12 時 30 分までとする (1 名)
※₁ 業務には中央材料室職員 1 名を含め 4 名の中で対応する
※₂ 連休などによる臨時の滅菌室の稼働日については病院と協議すること
 - (2) 手術部内洗浄室
平日 14 時 00 分～18 時 00 分 (1 名)
5. 業務概要
 - (1) 滅菌装置の運転
 - (2) 医療機器・器具等の滅菌業務及び滅菌モニタリング業務
 - (3) 医療機器・器具等の回収・運搬業務
 - (4) パック詰業務
 - (5) 清潔環境維持業務
 - (6) 業務報告
6. 委託業務内容
 - (1) 滅菌装置の運転
 - ア. 高圧蒸気滅菌装置及びプラズマ滅菌装置を操作し、異常を発見した場合は病院職員にその内容を連絡すること。
 - イ. 具体的な機器の操作は、病院が指示する手順によること。
 - (2) 医療機器・器具又は繊維製品の滅菌作業及び滅菌モニタリング業務

- ア. 「医療機器・器具」とは、医療行為に使用する機器、鉗子、ピンセット、注射筒等のことをいう。
- イ. 「繊維製品」とは、医学的処置または、手術の際に医師、看護師が用いる手術衣、手術の清潔を確保するために用いる布等の製品をいう。
- ウ. 滅菌状態の確認は、滅菌装置の作動記録及び科学的インジケーターにより毎回行うこと。
- エ. 回収及び返却された医療機器・器具を仕分、洗浄、セットし滅菌すること。
- オ. 滅菌が必要な繊維製品等を包装し滅菌すること。
- カ. 滅菌前及び滅菌後の医療機器・器具の点検管理を行うこと。
- キ. E.O.G 滅菌（エチレンオキシドガス滅菌）装置での滅菌作業は行わない。

(3) 医療機器・器具等の回収・運搬業務

- ア. 医療機器・器具等を所定の場所から回収すること。
- イ. 滅菌された医療機器・器具等を所定の場所へ運搬すること。

(4) パック詰業務

- ア. パック詰が必要な医療機器・器具及び繊維製品は、パッキングすること。
- イ. 滅菌を必要とする物品の在庫数を管理し、適時滅菌を行い不足のないよう補充・管理すること。

(5) 清潔環境維持業務

- ア. 清潔環境を維持するため、毎日 1 回以上室内清掃及びワゴン等の清拭を実施すること。
- イ. ゴミは分別回収し、所定の場所に運ぶこと。

(6) 業務報告

業務報告書類の作成を行い、病院に提出すること。

- ア. 滅菌室業務日報
- イ. 高圧蒸気滅菌運転記録 I
- ウ. 生物学的モニタリング (BI) 記録用紙
- エ. STERRAD 100NX 滅菌器運転記録

7. 受託者の責務

(1) 受託責任者の配置

受託責任者は、医療機関において滅菌消毒業務の経験を 3 年以上有する者を配置すること。なお、受託責任者は以下の資格を有すること。

- ア. 滅菌消毒業務受託責任者

イ. 特定化学物質四アルキル鉛等作業主任者

(2) 受託責任者の職務

- ア. 病院との連絡調整
- イ. 業務従事者の管理監督
- ウ. 業務従事者に対する指揮及び教育
- エ. 業務の点検・見直し

(3) その他

- ア. 業務実施に適した服装を清潔区分に従って着用させること。
- イ. 業務に関係のない場所には立ち入らないこと。
- ウ. 作業中は、言語及び態度に気を付け、患者、外来者及び病院職員に不快感を与えないと共に、善良な注意を払って業務を履行すること。
- エ. 物品の取扱には十分に慎重を期すること。誤って物品を破損した場合は、病院に報告し指示を受けること。
- オ. 業務遂行上必要な場合は、その都度協議し、改善すること。

8. 受託者は、業務遂行上個人情報を取り扱う際は個人情報保護法等の関係法令を遵守しなければならない。また、業務遂行上知り得た個人情報・秘密を他人に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

9. 担当者

富山県済生会富山病院

用度課 河瀬

TEL : 076-437-1111

E-mail : m-kawase@saiseikai-toyama.jp